



1

申込日について

復職日により、申込みが前期と後期に分かれています。復職日が令和7年4月16日から10月1日の方は前期申請、令和7年10月2日から翌年3月31日の方は後期申請となります。なお、復職日が令和7年4月2日から4月15日の方は入所日が4月1日となります。P8～9をよく確認して申込みをお願いします。

2

◆復職日と入所日をご確認のうえ、申込受付期間に必要な書類を全てそろえて提出してください。必要書類に不備がある場合や書類が全てそろっていない場合は受付できません。

※提出書類が全てそろったら事前に窓口で確認を受けることをお勧めします。

◆後期分申込みの方の就労証明書は、証明日が申請書提出期間の3か月前からのものを有効とします。提出時には復職後の勤務の状況を記載してください。(就労時間、日数、就労形態など)

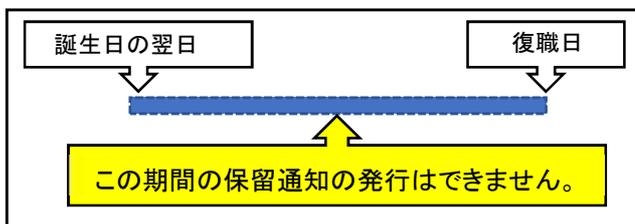
例：7/1～7/20が提出期間の方→証明日が4月以降のものは有効

証明日が3月以前のものは無効（提出不可）

3

復職日について

入所が仮決定しており、誕生日の翌日から復職日までに間が開く場合の入所保留通知は、育児・介護休業法に基づく「1歳の誕生日時点で、保育所等に入所を希望しているが入所できない場合」にはあたらないため、育児休業延長の為に必要な保留通知の発行はできません。復職日については勤務先とよく相談してください。



4

次年度の入所申込みが開始された時点で保育所等が決まっていない方は、令和8年度4月1日からの保育利用申込みもしておいてください。

入所日が★1/1以降の方（P9参照）は、令和7年度育休明けの保育申請の際は、令和8年度の申込みの際に提出した就労証明書のコピーを添付していただいてもかまいません。



【育休明け入所Q & A】



Q 1. 入所内定又は承諾となった後、以下の状況になったときはどうなりますか？

- ① 出産前（育休を取得していた会社）とは別の会社に復職日から勤務することになった。
（会社の合併等を除く）
- ② 1歳の誕生日の前日から入所月中に一度復職した後、育児休業対象児童の育児休業を（再）取得する。
- ③ 派遣会社に登録があるが育児休業取得後の勤務先が決まらなかった場合。
- ④ 母の復職に合わせて入所内定又は承諾となっていたが、父も育児休業を取得することになり入所日の変更が必要になった。
- ⑤ 復職予定前に妊娠し、復職せず産休に入った。

A 1. 内定又は承諾は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。
なお、必要であれば待機登録をして再度利用調整を受ける必要があります。

Q 2. 母が復職する時期に父が仕事を辞め、求職中になった。

A 2. 母が育児休業明け保育の申請に必要な条件を満たしていれば取消しにはなりません。認定は就労から求職活動への変更手続きが必要になります。

Q 3. 復職前に市外へ引っ越すことになった。

A 3. 内定又は承諾は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。
転出先での保育利用については、転出先の自治体へご相談ください。

Q 4. 育児短時間制度の取得など申請時の勤務時間より短くなった。

A 4. 利用時間の変更が必要な場合がありますので、市役所保育幼稚園室へお問い合わせください。

Q 5. 父も育児休業をとります。何か手続きが必要ですか？

A 5. 申請書提出前の場合は保護者のいずれもが復職をする日から入所日を決めてください。
申請書を提出後、申請内容の変更が可能な時期を過ぎ、復職日が変更になったことで入所日が変更になる場合は申請の取下げ、内定や承諾が出ている場合は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。（入所日の変更がない範囲での復職日の変更は可能です。）

Q 6. 入所保留通知が欲しいです。

A 6. ハローワーク（厚生労働省）からの通知により、令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。詳しくは通知をご確認ください。

例えば満1歳で入所申請していない場合や4月1日入所希望の申請をしていない場合、また入所調整された園に行きたくない等の理由で入所取下げをした場合は、入所保留通知は発行できません。保育施設に空きがないときや、保育体制が整わず受け入れが困難な場合等は、入所保留通知を発行します。



ハローワークの通知

